

写

豊監公表第8号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

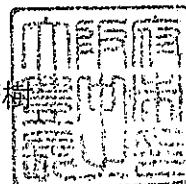
令和2年（2020年）5月8日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	白岩正三
同	中野宏基

豊消総第1913号
令和2年(2020年) 4月1日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和元年11月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
消防局 消防総務課	◆南消防署地下講堂照明設備修繕の発注方法について 消防署の地下講堂照明設備修繕を起案文書により契約決裁を受けて、担当課で契約可能な1件当たり60万円未満の修繕として、下記の期間で4回実施していた。 その修繕内容は現行の照明器具を省エネタイプLED器具の同機種の照明器具及び非常用照明器具に更新するものであ	今回、実施しました4回の修繕は、分割発注を行ったものではなく、その都度、早急に対応しなければならない器具の不具合があったものであります。 しかしながら、器具の設置経過年数なども考慮した上で、計画的に発注することで経費を削減できる可能性もあることから、今後、同様の修繕があった場合は、関係部局と調整し、合理的で経済的な契約となるよう調整してまいりま

る。契約に当たっては、4回とも2社から見積書を徵取しているが、結果的に同一業者と契約していることから、入札を避けるがための分割発注と見られかねない。計画的に一括発注することにより、入札による競争性の確保や工期の短縮、更新器具の単価や高所作業用ローリングタワーの経費等が安価となることも考えられることから、今後、各消防施設の修繕において、同種の修繕が複数想定される場合で、予定価格が60万円以上の場合は、設計・積算を行う部局への依頼や契約部局との事前調整を行い、合理的で経済的な契約となるよう実施されたい。

す。